

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】「年金事務所の調査について」

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

---

お客様からこのような問い合わせがありました。

「当社に年金事務所から『調査の実施について』という通知が届きました。これはどのような調査なのでしょう？あと、調査の際には『源泉所得税領収書』をもって来るように書かれていますが、社会保険の調査なのに税金関係の資料がなぜ必要なのですか？」

厚生労働省は、「厚生年金の適用促進に係る平成23年度行動計画」の一環として、すべての事業所に対して、社会保険調査を行うこととしました。全ての社会保険の適用事業所に対して、各年金事務所は数年に1度のペースで調査が必ず入ることになっています。

年金事務所の調査は、事務所に対して、調査実施日の約2週間前までに、調査実施予定日や準備書類などが郵送で通知されます。調査は、年金事務所の担当員が事業所へ訪問する形や、事業所が年金事務所に呼び出される形で行われます。指定された調査実施予定日が都合が悪い場合は、事前に連絡すれば変更に応じてもらえます。

調査の際には、以下の点が重点的にチェックされます。

- ・パート、アルバイトを実態に即して適切に加入させているかどうか
- ・社会保険の加入時期が適切かどうか
- ・社会保険の計算の基礎となる報酬が適正かどうか
- ・社会保険料の控除額が適正かどうか
- ・賞与支払届の提出漏れ、届出に誤りがないかどうか
- ・60歳になる従業員を加入しているか

そして、調査の際に準備するよう指定される書類は、次のようなものです。

- ① 賃金台帳
- ② タイムカード、出勤簿
- ③ 源泉所得税の領収書
- ④ 就業規則・賃金規程
- ⑤ 雇用契約書
- ⑥ 労働者名簿

年金事務所の調査員が特に見るものは、①～③です。社会保険の調査なのに、③の「源泉所得税領収書」がチェックされる理由は、「源泉所得税領収書」に記載されている人数を見て、会社の従業員の人数の見当をつけているのです。提出された賃金台帳や労働者名簿の人数と、源泉所得税領収書から見当をつけた人数にあまりにも違いがあれば、「これはおかしくないですか？」と突っ込まれるわけですね。つまり、賃金台帳や労働者名簿のごまかしを見抜くために提出させるのです。

調査で違反が見つかった場合、最長2年にまで遡って是正指導が行われ、追加で社会保険料の納付を命じられるケースもあります。社会保険の調査は今後厳しく行われるので、普段から法律に則った保険適用を行い、その上で法律の範囲内で許される社会保険料の削減を検討するべきでしょう。